

仕様書

1. 件名

新結合が持続的に創出される仕組みづくり及び実証

2. 経緯と事業目的

平成27年6月12日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改訂を踏まえ、平成27年8月24日に福島相双復興官民合同チーム（以下、「官民合同チーム」という。）が創設され、避難指示等の対象である浜通り地域等12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村をいい、以下「12市町村」という。）の事業者等を対象とした自立支援に取り組んでいる。近年、復興のフェーズが進むにつれ、個別事業者への支援に加え、12市町村全体を対象とした産業創出に関する支援が求められている。

12市町村には、スタートアップ企業や進出企業の相談役となるコーディネーターが存在し、それぞれの所在する地域にて、自身のコネクションや経験等を駆使してスタートアップ企業等が直面する多様な課題に対する解決方法の提供に尽力している。コーディネーターの活躍により、地元事業者とのつながり創出といった新たな結合を通じたポジティブな成果が現れている。

一方、地域内では解決できない課題やコーディネーターの知見や経験が及ばない領域で対処が求められる場面も出現していることから、コーディネーターが連携し対処することが求められているが、コーディネーター同士がつながる機会が少なく、有機的な連携が組成されづらい。新結合をアクティブに発生させ続けるには、コーディネーターの可視化を含め、コーディネーターがより機能しやすい環境整備が必要である。

事業者に目を向ければ、本来コアコンピタンスたる本業に資源を集中させるべきところ、企業規模が小さく人員不足のため、社長が非コア業務に従事せざるを得ない状況や、必要な専門人材を確保できない状況が発生している。この解消に向け、地域における業務ファシリテーション機能の提供も必要である。

さらに、新結合が持続的に起こりやすい共創的コミュニティには、関わる人々のウェルビーイングが不可欠であるところ、地域においてウェルビーイングを高める方策も求められる。

本事業では、これら課題を解決しつつ、国、県、自治体、他支援機関等との連携のもと、企業間等の新たな結合が持続的に創出される仕組みを検討・構築し、福島イノベーション・コースト構想の実現を通じた復興の後押しを目的とする。

3. 事業内容および実施方法等

・受託者は以下①～⑤の内容について実施すること。

なお、受託者の創意工夫によって、より高い事業効果が期待される取組が提案された場合には、当機構と協議の上事業内容を確定し、当該内容を踏まえて実施する。

① コーディネーター候補の掘り起こしとコーディネーターリストおよびマップの更新

コーディネーターの存在の可視化と連携を促進するため、新規コーディネーター候補の発掘、昨年度当機構で作成したコーディネーターの専門領域、所属等が記載されたリスト、コーディネーター間のつながりが見えるマップの更新と具体的な運用方法を提案すること。

なお、昨年度作成されたリストおよびマップは、本事業受託先決定後に当機構から提供する。

② コーディネーター間の連携促進

リスト化およびマップにより可視化されたコーディネーター同士が、お互いの存在や専門分野等を認識して、連携を図りやすくするための施策を検討すること。

③ 新たな結合の促進

コーディネーターを介して、分野を超えた企業と企業、企業と研究機関等の結合や、スタートアップ企業等が本業に注力できるよう、総務・労務・経理等のバックオフィス業務の機能提供や、各種専門人材とのマッチングなど実証を10件程度実施すること。業務ファシリテーションに関しては、必要な機能の整理や効果的な仕組みも提案すること。実施に当たっては、分野を超えた結合を促進するために①で作成したリスト・マップを活用し、コーディネーター間のつながりに注目して、結合を行うこと。

④ ウェルビーイング増大に向けた条件の明確化と実現方策の検討

昨年度事業に関係した人物・企業、住民等へ意見聴取し、ウェルビーイング増大に向けた条件の明確化、実現に向けた具体的な取組を検討すること。ウェルビーイングは主観的な要素も大きいことから網羅的に条件を明確化することは難しいが、多数に共通する事項等を中心に、できる限りの抽出を図ること。なお、ヒアリング先リストは、本事業受託先決定後に当機構から提供する。ヒアリング規模は50名程度の見込み。

併せて、福島県や公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構等の関係機関と連携して地域外への訴求方法を検討すること。

⑤ 有識者座談会の開催

本事業の実施にあたり、事業の方向性の検証、実施内容の充実化を図るための専門家の意見を聴取するため、当機構が選定した地元企業、進出企業（スタートアップ含む）、地元支援機関、大学、研究機関等の有識者による座談会形式の意見交換会を年2回以上開催する。

4. 事業期間

委託契約締結日から2027年3月26日まで

5. 進捗報告

受託者は、当機構との定例会（原則隔週）を開催し、仕様書に記載する事業内容の各種対応状況について、進捗報告、情報共有の報告を行うとともに、打ち合わせの結果概要について記録し、当機構へ共有する。

当機構は対応状況をまとめた打ち合わせ結果に基づき、品質面・工程面などを総合的に勘案したうえで、必要に応じて事業の是正・追加などの指示を行う。

6. 報告と納入物

受託者は、当機構が指定する期限日までに最終報告案を事前提出のうえ、当機構からは是正・追加などの指示を受け、是正追加などの指示事項を含め完了させたものを2027年3月26日までに成果品として納品（電子媒体）する。

7. 納入先

公益社団法人 福島相双復興推進機構 産業創出グループ

8. その他

- ✓本事業の性質上、関係者が多くなることから、当機構との打ち合わせや方針確認、当機構から連絡があった際に迅速に対応できる体制の構築を行うこと。
- ✓本事業の実施にあたり、当機構内の事業遂行指揮者・実務対応担当者等と十分な協議を実施し、また当機構の指示に応ずるとともに、知見・経験・視点等を駆使した積極的な提案を実施すること。
- ✓本事業の実施途中において予期せぬ問題や事故等を把握した場合には、速やかに当機構に報告するとともに、当該の問題・事故等が受託者側で発生したものの場合には受託者の責任においてその解決に努めること。
- ✓その他、不明な点がある場合には、当機構に問い合わせること。